

南部町立小学校適正規模等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化の進行に伴う児童数の減少を踏まえ、南部町立小学校（以下「学校」という。）における適正規模、今後の適正配置計画における方針、教育環境整備の進め方等について検討するため、南部町立小学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、南部町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について、調査、審議及び答申する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民団体の代表
- (3) 町議会議員
- (4) 保護者の代表
- (5) 学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から所掌事務の終了の日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の結果は、その必要に応じて文書をもって教育委員会に報告しなければならない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員長が招集する。

(有効期限)

3 この規則は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。